

特定非営利活動法人 Y-color 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Y-color という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を八尾市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい者をはじめ、あらゆる就業が困難な方に対して、労働権及び、自立の確立をめざし、既存の労働者市場の支援に加え、生産能力の低い労働者の社会参加を可能とする新規労働者市場の開拓支援事業を行い、その結果を広く社会に啓発することで、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行

する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する 短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 会員の除名
- (9) 監事の職務
- (10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったもの

とみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 49 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行ったものの氏名または名称

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項
- (11) 資産に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - (7) 定款で定めた解散事由の発生
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第 10 章 雑則

（施行細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	大久保 勝平
副理事長	木原 悠貴
理 事	松岡 万知
監 事	服部 廉
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	1,000 円	2,000 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	5,000 円	8,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Y-color

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事 (理事長)	おおくぼ しょうへい 大久保 勝平		無
理 事 (副理事長)	きはら ゆうき 木原 悠貴		無
理 事	まつおか まち 松岡 万知		無
監 事	はっとり れん 服部 廉		無

設 立 趣 旨 書

特 定 非 営 利 活 動 法 人 Y-color
設 立 代 表 者 大 久 保 勝 平

1 趣 旨

障がい者、母子家庭、引きこもりやニート、刑余者、高齢者、ホームレスなど、解雇されやすく、就職が厳しい社会的脆弱層が増加している。また、解雇されれば数カ月で貧困状態に陥り、生活保護を受給する者が急増している現実がある。そして、就労の場がないことは、社会での孤立を意味する。

1980年代までの時代においては、一般に貧困は自己責任であるとみなされていた。それは、働く機会が多く、仕事に就けば貧困から抜け出すことができるとみられていたからである。しかし、1990年代以降の現代においては、働いても人並みの生活ができない、就業の機会が与えられない、企業の業績悪化により、労働能力の低いものから順に事実上の解雇をされるといった、雇用そのものの劣化がはじまった。そして、契約社員（期間社員）や、派遣労働者が増加するとともに、経済不安を抱える非正規職が増加した。事実上、経済的自立を閉ざされた社会が、労働権の保障された真の人権尊重の社会となるためには、労働能力や生産力が低い労働者を長期雇用し、そこで技能を獲得し、労働能力の向上を図れる雇用の場の形成が必要である。それには、既存の市場だけでなく、新たな市場開拓を行い、そこから得られた成果を広く社会に啓発する必要がある。よって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行うこととした。

私たちは、費用対効果や生産能力の低い社会的脆弱層の雇用を促進し、新たな市場を形成することで労働権の保障と、経済的自立の確立をめざす。また、広く社会に情報共有を行い、啓発することで、社会参加の機会を作っていく。以上の活動を安定的・継続的に行うため、特定非営利活動法人を設立することとした。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

令和6年	7月	会員間で法人化の意思確認
令和6年	9月	設立総会

令和6年10月7日

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Y-color

I 事業の実施方針

利用者確保に向けて特別支援学校、障がいのある方の保護者等に呼びかけを行う。
また、作業所の運営体制の基礎を培う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【内 容】 就労継続支援 A 型 再資源化や再生砂を作り出す作業における就労支援

【実施場所】 当事業所

【実施日時】 通年 9：00～17：00

【事業の対象者】 障がいのある方

【収 益】 0円

【費 用】 0円

次年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Y-color

I 事業の実施方針

講演会や、企業訪問による社会的脆弱層と貧困の結びつきに関する啓発活動を行う。
労働者市場調査結果を基に、事業のなどの方向性を定め、就職が難しい20名の一般就
業に向けた訓練を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉
サービス事業

【内 容】 就労継続支援 A 型 再資源化や再生砂を作り出す作業における就労支援

【実施場所】 当事業所

【実施日時】 通年 9：00～17：00

【事業の対象者】 障がいのある方

【収 益】 41,806,159 円

福祉事業補助金 24,753,807 円 仕事売上 17,052,352 円

【費 用】 38,637,726 円

利用者給与（利用者）17,052,352 円 食事代 623,700 円

給与手当（職員）12,595,000 円 旅費交通費 462,000 円 広告宣伝費 300,000 円

支払手数料 700,000 円

法定福利費 1,994,674 円 地代家賃 2,300,000 円 修繕費 55,000 円 事務用品費 150,000

通信費 180,000 円 水道光熱費 700,000 円 租税公課 60,000 円 会議費 60,000 円

保険料 375,000 円 消耗品費 150,000 円 車両費 360,000 円 コンサルティング代 400,000
円 雑費 120,000 円

初年度活動予算書
成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人Y-color
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	¥10,000		
賛助会員受取会費	¥0		
		¥10,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	¥0		
施設等受入評価益	¥0		
		¥0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	¥0		
		¥0	
4 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業			
	¥0		
		¥0	
5 その他収益			
受取利息	¥0		
雑収益	¥0		
		¥0	
経常収益計			¥10,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	¥0		
法定福利費	¥0		
有給休暇積立	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
事業用交通費	¥0		
損害賠償保険料	¥0		
車輛費	¥0		
消耗品費	¥0		
光熱費	¥0		
地代・家賃	¥0		
通信運搬費	¥0		
雑費	¥0		
イベント積立	¥0		
銀行手数料	¥0		
送迎費用	¥0		
道具保全費用	¥0		
その他経費計	¥0		
事業費計		¥0	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥0		
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥0		
管理費計		¥0	
経常費用計			¥0
当期経常増減額			¥10,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		¥0	
経常外収益計			¥0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		¥0	
経常外費用計			¥0
税引前当期正味財産増減額			¥10,000
法人税、住民税及び事業税			¥0
当期正味財産増減額			¥10,000
設立時正味財産額			¥0
次期繰越正味財産額			¥10,000

次年度活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Y-color
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	¥10,000		
賛助会員受取会費	¥0		
		¥10,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	¥0		
施設等受入評価益	¥0		
		¥0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	¥0		
		¥0	
4 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	¥24,753,807		
就労による収益			
	¥17,052,352	¥41,806,159	
5 その他収益			
受取利息	¥0		
雑収益	¥0		
		¥0	
経常収益計			¥41,816,159
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当(利用者)	¥17,052,352		
食事代	¥623,700		
給与手当	¥12,595,000		
法定福利費	¥1,994,674		
人件費計	¥32,265,726		
(2) その他経費			
旅費交通費	¥462,000		
広告宣伝費	¥300,000		
支払手数料	¥700,000		
地代家賃	¥2,300,000		
修繕費	¥55,000		
事務用品費	¥150,000		
通信費	¥180,000		
水道光熱費	¥700,000		
租税公課	¥60,000		
会議費	¥60,000		
保険料	¥375,000		
消耗品費	¥150,000		
車両費	¥360,000		
コンサルティング代	¥400,000		
雑費	¥120,000		
その他経費計	¥6,372,000		
事業費計		¥38,637,726	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥0		
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥0		
管理費計		¥0	
経常費用計			¥38,637,726
当期経常増減額			¥3,178,433
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		¥0	
経常外収益計			¥0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		¥0	
経常外費用計			¥0
税引前当期正味財産増減額			¥3,178,433
法人税、住民税及び事業税			¥0
当期正味財産増減額			¥3,178,433
前期繰越正味財産額			¥10,000
次期繰越正味財産額			¥3,188,433